

秋市選管告示第3号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

ポスターを掲示することができることとなる日

令和5年4月16日